○京丹後市建設工事等指名選考委員会設置規程

平成16年4月1日 訓令第20号

(設置)

第1条 京丹後市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)の競争入札参加者の適正な選考を行い、もって建設工事の請負契約の履行を確保するため、京丹後市建設工事等指名選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は副市長(京丹後市副市長の事務分担に関する規則(令和7年京丹後市規則第2 2号)第2条の規定による事務を担任する副市長をいう。)、副委員長は総務部長をもっ て充てる。
- 3 委員は、建設部長、農林水産部長、上下水道部長及びその他委員長が必要と認める職員 をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第3条 委員長は、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審議事項)

- 第5条 委員会は、別に定める選考基準等に基づき、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 競争入札参加者の選考に関すること。
 - (2) 競争入札参加者の指名制限又は指名停止に関すること。
 - (3) 談合情報の調査等に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部入札契約課において処理する。

(秘密の保持)

- 第7条 委員会の議事は、公表しない。
- 2 委員会の出席者は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。 (準用)
- 第8条 物品の購入及びその他の契約に係る業者の選考については、この訓令を準用するものとする。

(その他)

- 第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。 附 則
 - この訓令は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成18年3月30日訓令第6号)
 - この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月15日訓令第11号)

この訓令は、令和2年5月16日から施行する。

附 則(令和3年4月1日訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日訓令第15号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。